

特定商取引に関する法律施行令の改正について

令和 5 年 6 月
消費者庁取引対策課

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案における特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。）の改正のうち、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）第 64 条第 1 項の規定に照らし消費者委員会への諮問の対象となり得る条文と、その改正内容は以下のとおりである。

改正を行う 施行令の条項	法律の根拠規定	施行令の改正内容
第 11 条 (別表第 2 第 16 号)	特商法第 26 条第 1 項第 8 号ニ	別表第 2 第 16 号中で引用している「道路運送法（昭和 26 年法律第 83 号）第 9 条第 6 項第 3 号」が条ずれ（同条第 7 項第 3 号に移動）することに伴うハネの措置

上記の表の整理を踏まえると、いずれも内容面に影響する改正ではなく、消費者委員会への諮問を行っても結論に変更の余地のない形式的な改正といえる。

したがって、従前同様、特商法第 64 条に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。

以上